

# 契約図書

国道482号外道路除雪業務委託（16工区）

# 業 務 概 要 書

1 業 務 名 国道482号外道路除雪業務委託（16工区）

2 業 務 場 所 鳥取市佐治町栃原外

3 履 行 期 間 令和7年3月25日限り

4 事 業 目 的

5 業 務 内 容 除雪業務一式  
車道除雪 L=19.0km



# 令和6年度 車道除雪工区図

鳥取県鳥取県上整備事務所総合管内図

1:60,000



支所	工区番号	道路区間	除雪方式	備考
佐治支所	1	鳥取市 東山町	吹雪機	
	2	鳥取市 東山町	吹雪機	
	3	鳥取市 東山町	吹雪機	
	4	鳥取市 東山町	吹雪機	
	5	鳥取市 東山町	吹雪機	
	6	鳥取市 東山町	吹雪機	
	7	鳥取市 東山町	吹雪機	
	8	鳥取市 東山町	吹雪機	
	9	鳥取市 東山町	吹雪機	
	10	鳥取市 東山町	吹雪機	
鹿野支所	11	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	12	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	13	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	14	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	15	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	16	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	17	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	18	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	19	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	20	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
気高支所	21	気高町 気高町	吹雪機	
	22	気高町 気高町	吹雪機	
	23	気高町 気高町	吹雪機	
	24	気高町 気高町	吹雪機	
	25	気高町 気高町	吹雪機	
	26	気高町 気高町	吹雪機	
	27	気高町 気高町	吹雪機	
	28	気高町 気高町	吹雪機	
	29	気高町 気高町	吹雪機	
	30	気高町 気高町	吹雪機	

支所	工区番号	道路区間	除雪方式	備考
佐治支所	1	鳥取市 東山町	吹雪機	
	2	鳥取市 東山町	吹雪機	
	3	鳥取市 東山町	吹雪機	
	4	鳥取市 東山町	吹雪機	
	5	鳥取市 東山町	吹雪機	
	6	鳥取市 東山町	吹雪機	
	7	鳥取市 東山町	吹雪機	
	8	鳥取市 東山町	吹雪機	
	9	鳥取市 東山町	吹雪機	
	10	鳥取市 東山町	吹雪機	
鹿野支所	11	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	12	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	13	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	14	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	15	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	16	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	17	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	18	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	19	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
	20	鹿野町 鹿野町	吹雪機	
気高支所	21	気高町 気高町	吹雪機	
	22	気高町 気高町	吹雪機	
	23	気高町 気高町	吹雪機	
	24	気高町 気高町	吹雪機	
	25	気高町 気高町	吹雪機	
	26	気高町 気高町	吹雪機	
	27	気高町 気高町	吹雪機	
	28	気高町 気高町	吹雪機	
	29	気高町 気高町	吹雪機	
	30	気高町 気高町	吹雪機	





# 数量総括表

工事名	国道482号 外 道路除雪業務委託 (16工区) 鳥取市佐治町栃原 外									
工種・種別・細別					規格	単位	前回数量	今回数量	増減	備考
1	2	3	4	5						
雪寒						一式				
除雪工						一式				
車道除雪工						一式				
除雪ドーザ						時間				
除雪ドーザ運転(昼間)					11t級 ホイール型 貸与	時間		9		
除雪ドーザ運転(夜間)					11t級 ホイール型 貸与	時間		9		
除雪ドーザ						時間				
除雪ドーザ運転(昼間)					8t級 ホイール型 アングリングブラウ 借上	時間		3		
除雪ドーザ運転(夜間)					8t級 ホイール型 アングリングブラウ 借上	時間		12		
除雪ドーザ(本体)					固定経費(除雪期間換算) 8t級 ホイール型	日		46		
除雪装置					固定経費(除雪期間換算) アングリングブラウ 8~9t級用	日		40		
除雪ドーザ						時間				
除雪ドーザ運転(昼間)					8t級 ホイール型 アングリングブラウ 借上	時間		3		
除雪ドーザ運転(夜間)					8t級 ホイール型 アングリングブラウ 借上	時間		12		
除雪ドーザ(本体)					固定経費(除雪期間換算) 8t級 ホイール型	日		46		
除雪装置					固定経費(除雪期間換算) アングリングブラウ 8~9t級用	日		40		
除雪ロータリー						時間				
ロータリー除雪車運転(昼間)					300PS級(2.6m級) ホイール型 借上	時間		4		
ロータリー除雪車運転(夜間)					300PS級(2.6m級) ホイール型 借上	時間		1		
ロータリー除雪(本体)					固定経費(除雪期間換算) 300PS級 ホイール型	日		111		

## 数量総括表

工事名		国道482号 外 道路除雪業務委託（16工区） 鳥取市佐治町栢原 外					
工種・種別・細別		規格	単位	前回数量	今回数量	増減	備考
1	2	3	4	5			
待機補償費			一式				
待機補償費			一式				
待機料			一式				
待機料(昼間) 除雪ドーザ		11t級 ホイール型 貸与	時間		3		
待機料(夜間) 除雪ドーザ		11t級 ホイール型 貸与	時間		3		
待機料(昼間) 除雪ドーザ		8t級 ホイール型 借上	時間		3		
待機料(夜間) 除雪ドーザ		8t級 ホイール型 借上	時間		3		
待機料(昼間) 除雪ドーザ		8t級 ホイール型 借上	時間		3		
待機料(夜間) 除雪ドーザ		8t級 ホイール型 借上	時間		3		
待機料(昼間) ロータリー除雪車		300PS級(2.6m級) ホイール型 借上	時間		1		
待機料(夜間) ロータリー除雪車		300PS級(2.6m級) ホイール型 借上	時間		1		

除雪区間・延長一覧

(1) 事務所	(2) 路線 種別	(3) 路線名	(4) 区 間 (起点～終点)	(5) 除雪延長(km)				(8) 歩道除雪延長(km)				(14) 工区名	
				雪寒(公共)			重点Ⅱ	その他	雪寒(公共)	単県	優先		
				重点Ⅰ	重点Ⅱ	その他							
鳥取	国	482号	小河内加茂線終点～鳥取市佐治町加茂(細尾橋)	1.8	1.8		1.8						16工区
鳥取	国	482号	鳥取市佐治町加茂(細尾橋)～尾際	4.5	4.5		4.5						16工区
鳥取	国	482号	鳥取市佐治町尾際～岡山県境	5.4	5.4		5.4						16工区
鳥取	国	482号	鳥取市佐治町尾際～岡山県境										16工区
鳥取	一	小河内加茂線	鳥取市河原町神馬～鳥取市河原町・佐治町境	1.3	1.3		1.3						16工区
鳥取	一	小河内加茂線	鳥取市河原町・佐治町境～鳥取市佐治町津無(集落上)	0.8	0.8		0.8						16工区
鳥取	一	小河内加茂線	鳥取市佐治町津無～鳥取市佐治町津野(集落上)	5.2	5.2		5.2						16工区
				19.0					0.00				

## 除雪業務に係る特記仕様書

この特記仕様書は、県が管理する国道及び県道において、一般交通の確保のために行う除雪業務に適用する。

なお、実施においては、本仕様書によるほか、別に定める除雪業務実施要項及び鳥取県土木共通仕様書に基づくものとする。

### 第1条（業務委託の範囲）

業務の対象範囲は別図のとおりであるが、隣接の工区等、業務対象範囲外についても状況により作業の追加等、範囲を変更する場合がある。

なお、業務対象範囲の変更を行う場合は、事前に協議書により確認するものとする。

### 第2条（除雪業務期間）

本業務における除雪業務期間は、令和6年12月1日から令和7年3月21日までの111日間とする。

### 第3条（用語の定義）

本仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

一次除雪：新雪除雪により、普通車同士、又は普通車と大型車が円滑にすれ違い可能な道路有効幅員5～6m程度を確保するための除雪をいう。

二次除雪：一次除雪完了後、大型車同士が円滑にすれ違い可能な道路有効幅員6～7m程度を確保するための除雪をいう。

排雪除雪：排雪等により、片側2車線以上の幅員を確保し、また次期降雪に備え、堆雪帯、路肩等の排雪、運搬排雪するための除雪をいう。

豪雪時：大雪警報発令時及び同警報の発令が見込まれる時をいい、それ以外の降雪時を「通常時」という。

重点除雪区間：緊急輸送道路、主要幹線通行規制時の迂回道路、主要バス路線等、大型車の交通量が多い路線において、重点的に二次除雪、排雪除雪及び応援除雪を行う区間をいい、それ以外の区間を「一般除雪区間」という。なお、重点除雪区間は区間Ⅰ、Ⅱに分類し、区間Ⅰより優先的に除雪を行う。

### 第4条（一般事項）

- 1 受託者は、除雪の遂行に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するために道路を良好な状態を保つよう維持しなければならない。
- 2 受託者は、業務区間の道路附属物や占用物件等について、除雪作業に支障となる箇所を事前に把握し、事故を防止するよう努めなければならない。
- 3 除雪の遂行に当たっては、一般交通、歩行者等の安全を確保し、交通の管理に十分注意しなければならない。
- 4 受託者は、委託者から報告を求められた場合には、作業内容、気象及び道路状況等を報告しなければならない。
- 5 業務区間において事故防止のための緊急の処置をした場合には、速やかに監督員に処置内容を報告し、監督員の指示を受けなければならない。

- 6 受託者は、業務区間において通行規制を行う必要がある場合には、事前に監督員と協議しなければならない。
- 7 受託者は、除雪作業による事故や貸付機械（委託者が貸与する機械をいう。以下同じ）の故障又は苦情等があった場合には、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 8 受託者は、業務遂行における連絡体制を定め、あらかじめ連絡体制報告書（様式第1号）により監督員に報告しなければならない。

#### 第5条（出動基準等）

- 1 車道における除雪作業の出動基準等は、次に定めるところによる。

工 種	出 動 基 準
新雪除雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道上の積雪深が10cm程度と見込まれる場合。</li> <li>・特に豪雪が見込まれる場合及び大学入学共通テスト実施日等別途監督員が指示する場合には、早期出動を行う。</li> </ul>
排雪除雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路両端に雪堤又は吹き溜まりができ、車線の確保が困難となった場合、又はその恐れがある場合。</li> <li>・人家連担地域において路肩への堆雪が困難となった場合。</li> <li>・雪堤が高くなり機械除雪が困難となった場合。</li> <li>・主要交差点において、交通可能な幅員の確保が困難になった場合。</li> </ul>
路面整圧 圧雪除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧雪又は氷盤により交通が困難となった場合、又はその恐れがある場合。</li> </ul>

- 2 歩道における除雪の出動基準等は、次に定めるところによるものとする。

項 目	出 動 基 準	備 考
出動基準	<p>歩道上の積雪深が20cm程度。</p> <p>ただし、豪雪時には気象予報に応じて早期出動を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車道除雪と並行して歩道除雪を実施するよう努める。</li> <li>・車道除雪により、横断歩道及びバス停付近に寄せられた雪堤については、人が通れる必要幅分を速やかに除去する。</li> </ul>



3 通常時における除雪作業完了目標は、次に定めるところによるものとする。

項目	車道除雪	歩道除雪
除雪後の残雪深	<p>【重点除雪区間】 5 cm以下とする。</p> <p>【一般除雪区間】 5～10 cm以下とする。</p> <p>なお、交通量の少ない山間部はこの限りではない。</p>	<p>10 cm以下とする。</p> <p>歩道上に圧雪が形成されている場合についても極力10 cm以下になるよう努める。</p>
除雪幅	<p>一次除雪完了後、二次除雪を実施し、道路有効幅員6～7 m程度を確保する。</p> <p>気象予報により再度降雪が見込まれる場合等、状況に応じて二次除雪に続き、排雪除雪を行う。</p>	<p>道路有効幅員1.0 m以上を目標とするが、やむを得ない場合は、75 cm以上とする。</p> <p>駅周辺などの歩行者の多い箇所については、利用形態に応じた必要幅を確保すること。</p>
備考	<p>バス路線は、バスの運行に支障がないように行う。</p> <p>1車線道路の除雪幅は現地条件に応じて可能な除雪幅とする。</p> <p>気象予報により、再度降雪が見込まれない場合は、原則として残積雪深が5 cmを超えない時点で完了させるものとする。</p>	<p>長靴又は防寒靴で歩行可能な状態とする。</p>

4 豪雪時における車道除雪深維持目標は、次に定めるところによるものとする。

なお、豪雪時の除雪体制として、2日（48時間）の連続除雪が可能な人員の確保に努めること。

項目	重点除雪区間	一般除雪区間
豪雪時維持残雪深	<p>残雪深10 cm以下を維持する。</p>	<p>残雪深10 cmから15 cm以下を維持する。</p> <p>なお、交通量が少ない山間部はこの限りではない。</p>
豪雪時維持有効幅員 (通行可能幅員)	<p>一次除雪完了後、二次除雪を実施し、道路有効幅員6～7 m程度を維持する。</p>	<p>一次除雪により、道路有効幅員5～6 m程度を維持する。</p> <p>なお、2車線確保が難しい区間においては1.5車線以上の確保し、適宜、見通せる範囲内に、すれ違いのための待避所を設ける。</p>
備考	<p>バス路線は、バスの運行に支障がないように除雪を行う。</p>	<p>1車線道路の維持有効幅員は現地条件に応じて維持する。</p>

## 第6条（準備体制）

受託者は、常に気象状況に注意を払い、作業基準に達したとき、又は委託者から指示があったときには速やかに出動できるよう準備体制を整えておくものとする。

## 第7条（除雪待機）

- 1 除雪機械の稼働1回につき、稼働前1時間及び稼働後1時間の計2時間を点検・整備等に要する時間として取り扱うので、待機料の対象として報告すること。
- 2 大学入学共通テスト実施日等、特別に待機が必要な時は除雪待機を要請する場合がある。この場合、待機の指示から出動までの時間が待機時間となるので、実際の待機時間を報告すること。
- 3 第1項及び第2項の待機時間は重複しないよう注意すること。

## 第8条（除雪作業）

- 1 受託者は、第5条の出動基準に達したとき、原則、委託者の指示を待たず自主的に速やかに出動し、除雪作業を実施するものとする。また、委託者から指示があった場合にはそれに従うものとする。
- 2 除雪の完了時間は、通勤通学時間帯を考慮して午前6時30分までの完了を目処とするが、降雪の状況又は路線の特性等でやむを得ない場合はこの限りではない。

## 第9条（除雪機械）

- 1 除雪機械は数量総括表に示すものを想定し積算しているが、使用機械（受託者側で準備し使用する機械をいう。以下同じ）の機種又は規格は積算機械と異なる場合がある。同等能力以上の機械を使用する場合は承諾とするが、能力の劣る機械を使用する場合、あるいは機種の異なる機械を使用する場合は監督員への協議が必要である。なお、貸付機械を変更する場合も同様とする。
- 2 除雪作業には契約時に使用除雪機械調書又は貸与除雪機械調書に記載した機械を使用しなければならない。
- 3 使用機械の管理及び修繕等については、受託者の責任において行うものとする。
- 4 使用機械のうち除雪専用機械である借上ロータリー除雪車については、令和6年12月1日から令和7年3月21日までの間は、当該除雪作業のみに使用（拘束）することとして積算している。このため、この期間中に他の除雪作業に使用する場合は必ず監督員へ協議を行うこと。なお、この場合は変更契約の対象とする。
- 5 ロータリー除雪機以外の借上機械については、機械の年間管理費のうち除雪期間相当分（年間標準供用日のうち令和6年12月1日から令和7年3月21日までの111日間分）の費用（以下「固定経費」という。）を計上している。また、運転時間損料については、機械の運転1時間当たり換算値から、年間管理費に相当する費用を減じた損料を計上している。

## 第10条（変更契約）

本業務の契約数量は、実働稼働時間に基づいて契約数量の変更を行うこととし、その増減に応じて、契約金額についても増減を行うこととする。

また、運転時間損料については、稼働実績により設計変更の対象とするが、固定経費については稼働時間による設計変更は行わないものとする。ただし、当該機械が市町村が行う除雪業務等の他事業で使用され、且つ、同様な固定経費が計上されている場合は監督員に協議することとし、その場合は固定経費も設計変更の対象とする。

#### 第11条（作業報告）

- 1 受託者は、自主的に出勤する際は事前にその旨を委託者に報告すること。
- 2 受託者は、作業終了後速やかに作業実績報告書（日報）（様式3）を監督員に提出すること。
- 3 貸付機械については、機械運転日報（様式4）を併せて提出すること。

#### 第12条（苦情等の処理）

業務中に沿道住民等から苦情又は意見等のあった時は丁寧に應對し、直ちに監督員に報告するとともに、適切な処置をとること。

#### 第13条（機械の貸与）

貸付機械の引渡しは、委託者と受託者の双方が立会い、当該機械の整備状況を確認した上で行うものとする。

#### 第14条（貸付機械の管理）

- 1 受託者は、貸付期間中は貸付機械を良好な状態に保つよう管理しなければならない。
- 2 受託者は、貸付機械の使用、管理等は、次に基づき行うものとする。
  - （1）貸付機械の日常整備、簡易な修理等は受託者の責により実施すること。
  - （2）貸付機械の整備は、当該機械に精通した者が行うこと。
  - （3）貸付機械の使用に当たっては、受託者名を記載したステッカーを受託者で用意のうえ、これを車体へ貼付すること。（記載例：「受託者 ○○建設（株）」）
- 3 委託者は、受託者が貸付機械の引渡しを受けたにもかかわらず、正当な理由なくこれを使用しない場合、又はこの仕様書に違反した場合は、貸付機械の返納を命ずる場合がある。
- 4 貸付機械に使用するタイヤ、タイヤチェーン、カッティングエッジ、シャーピン等の部品については、相互で磨耗状況等を確認した後に貸与する。

#### 第15条（貸付機械の損害の負担）

- 1 貸付機械が受託者の過失により亡失し又は毀損したときは、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- 2 貸付機械が天災その他の不可抗力によって毀損した場合は、その損害の賠償については委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

#### 第16条（貸付機械の返納）

貸付機械の返納は、委託者と受託者が相互に立会い、当該機械の使用状況等を確認した上で返納を行うものとする。これにより破損等が確認された場合、その賠償については協議により決定する。

#### 第17条（貸付機械の状況確認）

- 1 委託者は、貸付期間中であっても貸付機械の使用状況等について確認を行うことができる。
- 2 貸付期間中に車両点検等の必要が生じた際には、委託者の指示に従い点検等を受けること。なお、点検時に要した費用（チェーンの脱着手間代、回送時の燃料代）については変更対象とする。



## 第18条（業務実施要領）

- 1 除雪業務は、降雪が出動基準に達した場合に自主的に出動するほか、委託者からの出動命令があった場合に除雪機械を出動させること。出動時間は地域により異なるが、通勤、通学及びバスの運行する時間に間に合うように除雪業務を行うこと。
- 2 除雪作業においては、一般交通への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。
- 3 除雪作業中は天候の如何にかかわらず、必ず前照灯を点灯すること。
- 4 除雪機械は、自動車登録番号標を取り付けたものを使用すること。
- 5 除雪機械の運転者は、当該除雪機械を運転するために必要な法令で定められた免許を取得している者でなければならない。
- 6 除雪機械には、必ず赤旗、発煙筒及びランプを備え付けなければならない。
- 7 除雪機械を作業現場に運搬するときは、舗装面を損傷してはならない。
- 8 除雪業務の実施に当たっては、効率的な除雪を心掛けるとともに、道路施設及び道路付属物（標識、ガードレール、カーブミラー等）を破損しないように細心の注意を払わなければならない。
- 9 除雪作業（車道部）において、歩道がある路線を行う場合は、極力歩道部に雪を堆積させないよう配慮すること。

## 第19条（作業体制）

- 1 除雪機械の乗車人数は、除雪作業中の安全性確保の観点から運転手と運転助手の2名を原則とする。
- 2 除雪機械の構造、サイズ等により2人乗車が出来ない場合は、別車両を随行させる等の安全対策について協議すること。

## 第20条（歩道除雪における安全対策）

- 1 歩道除雪においては、除雪機械に巻き込まれる等の事故防止のため、作業の手順、除雪機械の取扱方法、整備方法等について、作業員に対して安全教育を行うとともに、事前に、業務区間内の地形、障害となる構造物（縁石、開口部、植栽柵等）の位置等を把握し、必要に応じてポール等の目印を設置すること。
- 2 作業の開始前及び作業中は、歩行者の有無等、周囲の安全を確認しながら作業を行うこと。特に、歩行者が作業現場に接近し通過する恐れがある場合は、作業を一時中断する等により、事故防止に努めること。

## 第21条（業務の記録）

業務の記録は写真管理により行うこととし、その頻度は次を基本とする。

対象路線：各路線毎に代表箇所（区間が短い路線については省略可）

撮影頻度：着工前、施行状況、完了 各1枚以上

## 第22条（成果品）

業務完了後は、以下の書類を成果品として提出すること。

- ①施工計画書
- ②契約書の写し
- ③出来形数量対比表
- ④作業実績報告書（様式3）

- ⑤機械運転日報（様式4）
- ⑥写真（撮影頻度は前条参照）
- ⑦使用除雪機械調書の写し（使用機械）
- ⑧貸与除雪機械調書、借受書、受領書及び返還書の写し（貸付機械）

#### 第23条（鳥取県除雪機械管理システム）

受託者は、別途県が貸与するGPS端末（鳥取県除雪機械管理システム：※）を、本業務で車道除雪に使用する全ての除雪機械に搭載して作業を行わなければならない。

なお、詳細は別紙「鳥取県除雪機械管理システム特記仕様書」によるものとする。

※車道除雪機械にGPS端末を搭載し、ブラウザ上の地図アプリケーションに各車道除雪機械の位置情報及び通行軌跡を表示し、除雪作業状況の確認を行うためのシステムのこと。

#### 第24条（大学入学共通テスト実施日の体制）

作業状況について確認を行うことがあるため、テスト実施日の前日の夜からは、必ず連絡がとれる体制を確保すること。

#### 第25条（除雪会議）

令和6年11月中旬又は下旬に、除雪業務各工区の受託者と合同での打合せを行う予定としているので、開催される場合は参加すること。

開催日等の詳細は、契約後に監督員に確認すること。

#### 第26条（除雪機械の技能研修会）

令和6年11月中旬又は下旬に、国土交通省と共同によりオペレータの技能研修を行う予定としているので、開催される場合は参加すること。開催日等の詳細は、契約後に監督員に確認すること。

なお、研修会テキストの購入費用については、変更契約時に計上します。

#### 第27条（保険の加入について）

受託者は、貸付機械については、対人（1名につき2,000万円以上）及び対物（1事故につき100万円以上）の賠償保険に加入すること。

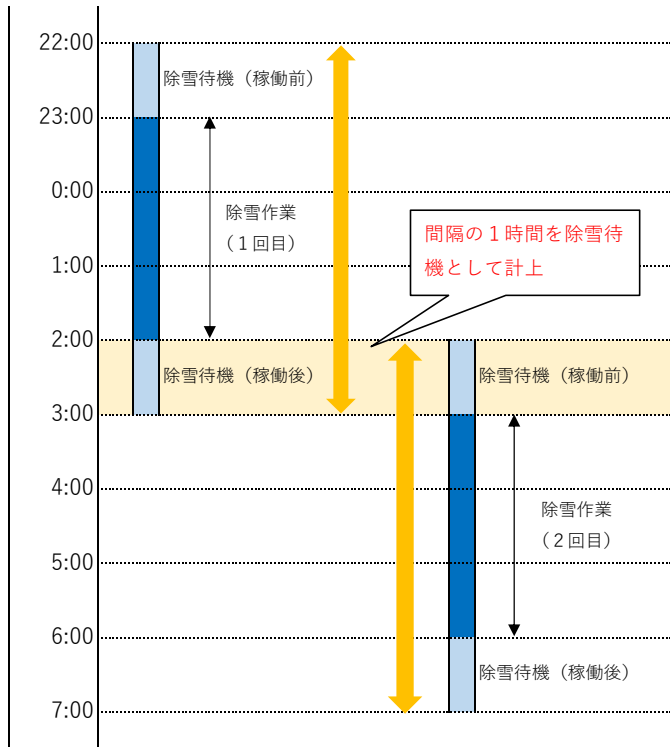
#### 第28条（その他）

この仕様書及び関係図書に定めのない事項については、委託者及び受託者双方の協議により決定する。

## ○除雪待機の考え方について

(1) 1回目の除雪作業と2回目の除雪作業の間隔が2時間未満の場合

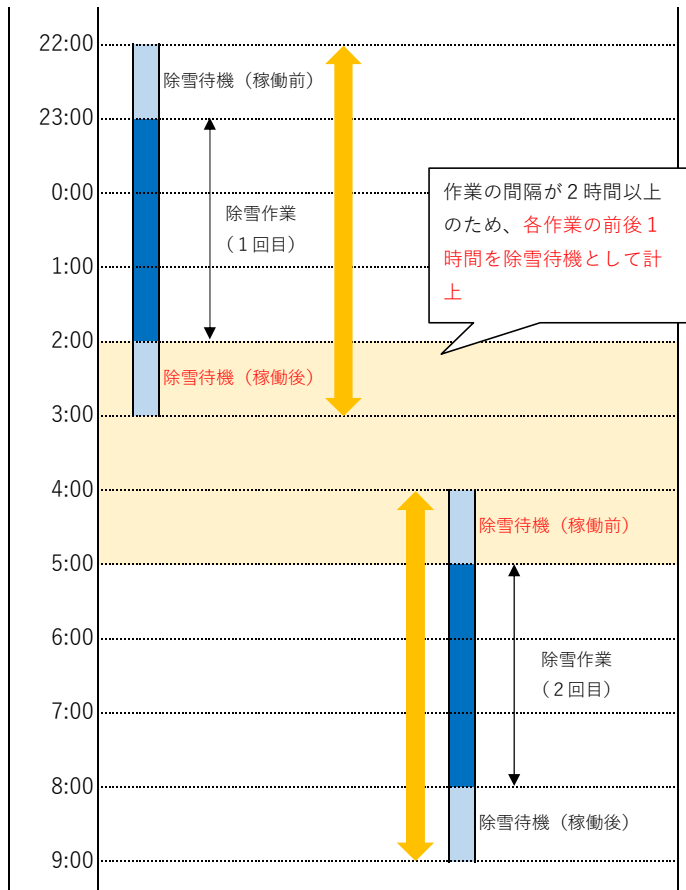
⇒ 作業時間の間隔を除雪待機として計上



報告時間		
待機時間 (作業前)	除雪作業	待機時間 (作業後)
1時間	3時間	
1時間		
	3時間	
		1時間

(2) 1回目の除雪作業と2回目の除雪作業の間隔が2時間以上の場合

⇒ 作業時間の稼働前1時間及び稼働後1時間を除雪待機として計上



報告時間		
待機時間 (作業前)	除雪作業	待機時間 (作業後)
1時間	3時間	
		1時間
1時間		
	3時間	
		1時間



# 鳥取県除雪機械管理システム特記仕様書

この特記仕様書は、鳥取県管理道路除雪において、GPSにより除雪機械の位置確認を行う、鳥取県除雪機械管理システム（以下「システム」という。）の利用について定めたものである。

## 1 システム概要

鳥取県管理道路除雪に使用するすべての除雪トラック、除雪ドーザ、除雪グレーダ、除雪ロータリー、スノーローダ、トラクタショベル、凍結防止剤散布車（以下「車道除雪機械」という。）にGPS端末を設置し、ブラウザ上の地図アプリケーションに各車道除雪機械の稼働状況、通行軌跡を表示し、除雪作業の確認を行うシステムである。

## 2 特記事項

### 【共通】

- (1) システムの閲覧対象は鳥取県、国土交通省、県内市町村及び鳥取県管理道路除雪業務受託者（以下「受託者」という。）。
- (2) 県貸与機械だけでなく、民間借上機械においてもGPS端末を設置する。
- (3) 契約後、監督員よりシステムURL、閲覧ID及びパスワードを交付する。  
なお閲覧IDは1（ID/受託者）とする。
- (4) システムは当該業務においてのみ使用することとし、知り得た情報を第三者へ漏らしてはならない。
- (5) 民間借上機械については、契約後、車両ナンバー、除雪機械の機種・規格を監督員に報告すること。

### 【GPS設置】

- (1) 受託者は機械の県貸与、民間借上に係わらず、車道除雪機械全台に、GPS端末を設置しなければならない。
- (2) 受託者は貸与後、1週間以内にGPS端末の設置を行い、設置完了状況（写真）を監督員に報告すること。
- (3) GPS端末及び周辺機器は県が貸与する。経年劣化、車の振動による故障については県負担により代替機の貸与を行う。ただし、明らかに受託者の過失である場合はこの限りではない。
- (4) GPS端末の設置は受託者で行うこと。GPS端末毎に車両ナンバーを登録しているため、設置機械を間違えないこと。
- (5) 電源はシガーソケットを基本とするが、シガーソケットが無い場合は監督員に協議すること。
- (6) GPS端末はダッシュボード上に設置すること。もし設置できない場合は、極力遮蔽物のない位置（空が見えている位置）に設置すること。なお、GPS端末は屋内用である。そのため、水の掛らない位置を選定すること。

### 【除雪作業】

GPS端末はエンジンのON/OFFを感知して自動で計測を開始するため、GPS端末の操作は不要である。

### 【除雪完了後】

除雪完了後もGPS端末は取り外さず、設置したままとすること。当該業務契約工区外の使用（他工区応援除雪等）時においても、GPS端末は取り外さないこと。

### 【契約完了後】

契約完了後は速やかに監督員にGPS端末、周辺機器を返還すること。

上記によりがたい場合は監督員と協議すること。

様式第1号

## 連絡体制報告書

工 事 名	
業 者 名	
担 当 者 名	
住 所	
電 話 番 号	
ファクシミリ	

連絡先（昼間）				
連絡 順位	氏 名	職 名	携帯電話	備考
1				
2				
3				

連絡先（夜間）				
連絡 順位	氏 名	職 名	携帯電話	備考
1				
2				
3				

\* 昼夜とも、2名以上記載してください。

# 作業実績報告書(日報)

令和 年 月 日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 様

次のとおり、作業をしましたので報告します。

作業 年月日	種 別	路線名	区間 (場所)	稼働時間		延分数	稼働・待機実績 (分)																							
				時・分	～		時・分	時・分	稼働 (分)		待機 (分)		稼働・待機実績 (分)																	
									昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間																
									稼働	待機	稼働	待機	稼働	待機																
今回報告実績合計																														
前回報告累計時間数 (分)																														
累計時間数 (分)																														

注意事項

- \* 作業時間の記載は、昼間 (午前7時から午後7時) と夜間 (午後7時から午前7時) に区分して、10分単位で記入。
- \* 日々、作業終了後、速やかに報告のこと。





# 機 械 運 転 日 報 [貸付機械]

[ 工 区 ]      業 者 名 : \_\_\_\_\_

鳥 取 県 鳥 取 県 土 整 備 事 務 所

作業内容			
運 転 日			
車種・登録番号			
機 械 区 分			
運 転 者 氏 名			
同 乗 者 氏 名			

使用時間	1)	時	分	～	時	分
	2)	時	分	～	時	分

整備時間	1)	時	分	～	時	分
	2)	時	分	～	時	分
	3)	時	分	～	時	分

休止時間	1)	時	分	～	時	分
	2)	時	分	～	時	分
	3)	時	分	～	時	分

稼働時間	合計	時間	分
------	----	----	---

稼働状況	走行距離の読み		アワーメーター/タコの読み
	A 始業時	k m	時間
	B 就業時	k m	時間
	C = B - A	k m	時間

修理・整備の内容			
----------	--	--	--

給油の状況	軽油	L	L
-------	----	---	---

路線種別・路線名	区 間
1)	～
2)	～
3)	～
4)	～
5)	～
6)	～
7)	～
8)	～
9)	～
10)	～

注) 使用時間は整備時間と稼働時間の合計である。

# 機 械 運 転 日 報 [貸付機械] (記載例)

[ 工 区 ] \_\_\_\_\_ 業 者 名 : \_\_\_\_\_

鳥取県鳥取県土整備事務所

作業内容	車道除雪		
運 転 日	令和 2年 1月28日 ~ 1月29日		
車種・登録番号	除雪ドーザ13t 車番 鳥取000る311		
機 械 区 分	除雪器械		
運 転 者 氏 名	鳥取 太郎		
同 乗 者 氏 名	島根 次郎		

使用時間	1)	4 時 00 分 ~	8 時 00 分
	2)	時 分 ~	時 分

整備時間	1)	4 時 00 分 ~	5 時 00 分
	2)	7 時 00 分 ~	8 時 00 分
	3)	時 分 ~	時 分

休止時間	1)	時 分 ~	時 分
	2)	時 分 ~	時 分
	3)	時 分 ~	時 分

稼働時間	合計	2 時間	分
------	----	------	---

稼働状況	走行距離の読み		アワーメーター/タコの読み	
	A 始業時	1,234.5 km		時間
	B 就業時	1,260.1 km		時間
	C = B - A	25.6 km		時間

修理・整備の内容			
----------	--	--	--

給油の状況	軽油	L	L
-------	----	---	---

路線種別・路線名	区 間
1) - 小河内加茂線	小河内 ~ 神馬
2) - 本鹿高福線	佐貫 ~ 水根
3) 主 鳥取河原用瀬線	小倉 ~ 山上
4) - 鷹狩渡一木線	佐貫 ~ 渡一木
5)	~
6)	~
7)	~
8)	~
9)	~
10)	~

注) 使用時間は整備時間と稼働時間の合計である。

## 様式4について

機械の運行(作業)に当たり、次の事項についてご注意ください。

- 1、機械使用後は速やかに運転日報を記入し、維持管理課へFAXにて報告してください。  
※1 (使用時間は整備時間、休止時間、稼動時間を合わせたものを記入してください)  
※2 (使用時間等、記入する場合、必ず30分刻みで記入してください)
- 2、作業に当たる際には、使用前、使用後に点検整備を行ってください。(待機料として稼動の前後1時間を計上)
- 3、点検にて不具合(エッジの消耗、チェーン切れなど)が生じている場合には自動車管理室へ御連絡ください。(こちらで修理の手配等行います)
- 4、機械の稼動がしばらく無い場合には、1週間に1回程度暖気運転を行ってください。
- 5、使用当日に給油できず、やむを得ず次の日に給油を行う場合や給油のため、廻送した場合は運転日報は必要ありませんが、走行キロ、使用時間は、次の日報に合わせて記載ください。

連絡先 鳥取県土整備事務所 維持管理課  
電話 0857(20)3576  
FAX 0857(20)3598

自動車管理室  
電話 0857(20)3555

自動車管理室(千代水車両基地)  
電話 0857(28)4738